

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和元年11月24日 14時40分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港 直江津港導流提北灯台から真方位055° 1,040m付近 (概位 北緯37° 11.6′ 東経138° 15.2′)
事故の概要	コンテナ船SINOKOR YOKOHAMAは、出航中、機関室から火災が発生した。
事故調査の経過	令和元年11月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ船 SINOKOR YOKOHAMA（大韓民国籍）、9,030トン（834TEU） 9192052（IMO番号）、SINOKOR MERCHANT MARINE CO., LTD. ディーゼル機関、船内機、2サイクル、出力7,150kW、計画回転数毎分127、7気筒、ボア500mm、使用燃料C重油
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、一級航海士免状（大韓民国発給） 機関長（大韓民国籍）、一級機関士免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	No. 3主発電機の原動機に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2 海象：波向 西、波高 約0.6m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか16人（大韓民国籍7人及びフィリピン共和国籍9人）が乗り組み、令和元年11月24日14時36分ごろ秋田県男鹿市秋田船川港に向けて直江津港を出航した。 本船は、14時38分ごろ、船橋及び機関制御室にある機関区域火災警報盤内の主発電機区域の火災警報が吹鳴し、14時40分ごろNo. 3主発電機原動機（以下「本件原動機」という。）からの出火が認められた。 機関長は、機関部乗組員と共に本件原動機の初期消火に当たったが、火勢が強くなったので、消火を断念して機関室から脱出する旨を船長に報告し、機関部乗組員と共に制御室のエスケープトランクから脱出した。 船長は、14時52分ごろ船内電源を喪失するとともに主機が非常停止したので左舷錨を緊急投錨し、海上保安庁に火災発生の通報を行ったのち、15時08分ごろ機関区域に炭酸ガスの放出を行った。 本船は、17時20分ごろ来援した2隻のタグボート及びパイロツ

	<p>トの援助を受けて直江津港に着岸した。</p> <p>本船は、11月25日12時00分ごろ海上保安庁によって鎮火が確認され、その後、本件原動機のNo.1シリンダと過給機ブロウとの間が激しく焼損していることが確認された。</p> <p>本船は、出火した本件原動機の初期消火中、主発電機3台による並行運転中であった。</p> <p>本船は、12月13日船舶所有者手配のタグボートにえい航されて大韓民国の修理地に向かった。</p>
分析	<p>本船は、直江津港を出航中、機関室から出火したものと推定される。</p> <p>本船は、本件原動機のNo.1シリンダと過給機ブロウとの間の焼損が激しく、この付近から出火した可能性があると考えられるが、過給機及び本件原動機の開放確認ができなかったことから、出火原因を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、本件原動機の初期消火中、本件原動機の運転が継続されていたことから、消火することができなかった可能性が考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、直江津港を出航中、機関室から出火したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動を行う者は、出火した発電機を電力負荷から外し、原動機を停止させてから消火活動を行うこと。